

経 済 産 業 省

20191118保局第2号

特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和元年 1 1 月 2 9 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についての一部を
改正する規程

特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323
保局第6号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行する。
2. この規程の施行の際現に特定認定事業者に関する認定を受けている者、又はこの規程の施行後6月以内に特定認定事業者に関する認定を受けた者（I. 7. に掲げる表中五2の項目に係る検査を受けていない者に限る。）であって、当該特定認定事業者に関する認定に係る有効期間の終了する日までに、I. 4

．（２）ただし書に基づき開放検査の次回検査時期を設定しようとする者は、
Ⅰ．１．にかかわらず、液化石油ガス保安規則第92条の４第２項、一般高圧ガス保安規則第94条の４第２項又はコンビナート等保安規則第49条の４第２項に基づく更新の申請を行うことができる。

３．前項の申請に係る検査は、Ⅰ．７．に掲げる表のうち、表中五２の項目及び前回の特定認定事業者に関する認定に係る申請時から変更があった項目について行う。

４．前項の規定による検査により、認定の基準に該当していると認めた場合の特定認定事業者に関する認定の有効期間は、附則第２項の申請の際に受けている特定認定事業者に関する認定の有効期間の終了する日までとする。

○特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323 保局第 6 号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後				改 正 前			
特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について				特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について			
	制定	20180323 保局第 6 号	平成 30 年 3 月 30 日		制定	20180323 保局第 6 号	平成 30 年 3 月 30 日
	改正	20190606 保局第 1 号	令和 元年 6 月 14 日		改正	20190606 保局第 1 号	令和 元年 6 月 14 日
		20191118 保局第 2 号	令和 元年 11 月 29 日				
I. 特定認定事業者について				I. 特定認定事業者について			
1. 特定認定事業者に関する認定の申請をする者の要件				1. 特定認定事業者に関する認定の申請をする者の要件			
高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号。以下「令」という。）第 10 条ただし書に規定する経済産業大臣の認定（以下「特定認定事業者に関する認定」という。）の申請をすることができる者は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 20 条第 3 項第 2 号による完成検査若しくは法第 35 条第 1 項第 2 号による保安検査に係る認定又は法第 39 条の 8 による認定の更新及び特定認定事業者に関する認定の申請を同時に行う者であって、それぞれの認定又は更新に係る施設の範囲が同じ申請を行う者に該当する者とする。				高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号。以下「令」という。）第 10 条ただし書に規定する経済産業大臣の認定（以下「特定認定事業者に関する認定」という。）の申請をすることができる者は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 20 条第 3 項第 2 号による完成検査若しくは法 35 条第 1 項第 2 号による保安検査に係る認定又は法第 39 条の 8 による認定の更新及び特定認定事業者に関する認定の申請を同時に行う者であって、それぞれの認定又は更新に係る施設の範囲が同じ申請を行う者に該当する者とする。			
4. 特定認定事業者に関する認定の方法				4. 特定認定事業者に関する認定の方法			
(1) 特定認定事業者に関する認定の範囲				(1) 特定認定事業者に関する認定の範囲			
特定認定事業者に関する認定は、法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに行うものとし、法第 20 条第 3 項第 2 号又は法第 35 条第 1 項第 2 号の認定に係る施設について一体的に認定を行うものとする。				特定認定事業者に関する認定は、法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに行うものとし、法第 20 条第 3 項第 2 号又は法 35 条第 1 項第 2 号の認定に係る施設について一体的に認定を行うものとする。			
(2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定				(2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定			
保安検査の方法のうち、液石則第 80 条第 2 項第 2 号イ、一般則第 82 条第 2 項第 2 号イ又はコンビ則第 37 条第 2 項第 2 号イの製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法とは、高圧ガス設備の共用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014) 又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法をいう。ただし、KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014) に基づき適切な期間を設定する際に、対象損傷が KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014) で規定する減肉であって、7. に掲げる表中五 2 を満たす場合は、開放検査の次回検査は余寿命に 0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行うことができる。				保安検査の方法のうち、液石則第 80 条第 2 項第 2 号イ、一般則第 82 条第 2 項第 2 号イ又はコンビ則第 37 条第 2 項第 2 号イの製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法とは、高圧ガス設備の共用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014) 又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法をいう。			
(3) ～ (5) [略]				(3) ～ (5) [略]			
7. 特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について				7. 特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について			
[略]				[略]			
認定の基準	判断の視点		解釈	認定の基準	判断の視点		解釈
	項目	詳細事項			項目	詳細事項	

	一 ～ 四 [略]	[略]	[略]	[略]		一 ～ 四 [略]	[略]	[略]	[略]
	五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき る体制 を整備 してい ること	1 保安検査体制	イ 適切に連続運 転期 間 等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]	(1)～(4) 次に掲げる体制を満たすこ と。 (i)～(viii) [略] (ix) 保安検査及び検査管理の実施は、 <u>液石則別表第5、一般則別表第5又は コンビ則別表第7若しくは別表第8</u> に規定する認定保安検査実施者の認 定の基準どおり検査組織及び検査管 理組織が保安検査及び検査管理を実 施していること		五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき る体制 を整備 してい ること	1 保安検査体制	イ 適切に連続運 転期 間 等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]	(1)～(4) 次に掲げる体制を満たすこ と。 (i)～(viii) [略] (ix) 保安検査及び検査管理の実施は、 <u>一般則別表第五、液石則別表第五、又 はコンビ則別表第七若しくは別表第 八</u> に規定する認定保安検査実施者の 認定の基準どおり検査組織及び検査 管理組織が保安検査及び検査管理を 実施していること
		<u>2 長期開放検査 周期設定の評価 体制（対象損傷 がKHK/PAJ/JPCA S 0851(2014)で 規定する減肉で あって、開放検 査の次回検査を 余寿命に0.5(検 査時期設定係 数)を乗じて得 られる期間内に 行おうとする者 に限る。)</u>	イ <u>KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014)に加え、次の(1)か ら(6)までを実施できる体 制の整備</u> (1) <u>供用中の腐食環 境の変化を常時又 は定期的に監視する こと</u> (2) <u>損傷の分類、検 査点の選定を適切 に行うために必要 な長期的な運転実 績及び開放検査実 績を有しているこ と</u> (3) <u>検査の計画、実 施、評価、判定及び 判定後の措置等(以 下「供用適性評価」 という。)に係る業 務を自社内で确实 に行うための体制</u>	(1) <u>腐食環境ごとに監視項目(温 度、流体成分濃度、pH等)、監 視方法(温度計、ガスクロ分析 等)、監視頻度等を定め、常時 又は定期的に設備の腐食環境を監 視すること</u> (3) <u>KHK/PAJ/JPCA S 0851 (2014)の「7. 基準適用のため の運用体制」における評価区分 Ⅱの体制又は同等以上の体制を 構築し、供用適性評価を適切に 実施すること</u>			[新設]	[新設]	[新設]

		<u>を構築すること</u> <u>(4) 供用適性評価の結果に対して、本社の保安管理を担当する組織を主体とした監査を行い、保安対策本部等にその監査結果を報告すること</u> <u>(5) 余寿命の算出に必要なデータ（設備の材料、厚さ測定の記録等）及び腐食環境に関するデータ等を定期的に協会に提出すること</u> <u>(6) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準類を整備し、活用すること</u>	<u>(4) 液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する本社の保安管理を担当する組織は供用適性評価が適切に実施されているかどうかについて年に1回以上監査を行い、液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する保安対策本部等にその監査結果を報告すること</u> <u>(5) 設備ごと（部位により異なる場合はその部位ごと）の材料、最小厚さ、厚さ測定の記録等のデータ及び腐食環境に関するデータ（(1)で定めた監視項目のデータ）等を毎年協会に提出すること</u> <u>(6) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること</u> <u>① 対象設備の選定の条件・手順に関すること</u> <u>② 開放検査の次回検査時期の設定に関すること</u> <u>③ 腐食環境の変化の監視に関すること</u> <u>④ 腐食環境の変化及び減肉速度の変化が発生した場合の処置、再評価等に関すること</u> <u>⑤ 供用適性評価の結果に対する監査に関すること</u> <u>⑥ その他必要な基準類</u>	
--	--	---	---	--